

懲戒処分の公表について

この度、2026 年 7 月 30 日に、下記の対象者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1. 対象者

職種 : 学校法人立命館 教諭

2. 処分内容

停職 (3か月)

3. 根拠規程

学校法人立命館教職員就業規則第 60 条第 1 項第 1 号、同条同項第 2 号および同条同項第 10 号に定める懲戒事由に該当する。

4. 処分の年月日

2026 年 7 月 30 日

5. 処分事由

就業規則に違反するため

6. 事案の概要 (事実概要)

本件対象者は、課外活動のクラブに所属する生徒に対して、部活動指導において不適切な言動を行い、その結果、当該生徒が退部するに至った。部活動指導として許容される範囲を逸脱した不適切な指導であり、部活動の指導者としての立場を利用したものであって、看過することができない。

(以上)